

総務、企画（すべて過去3年分）

②ふるさと納税に商品提供一覧。納税額の変遷。国の通達。企業への依頼文

請求のありました標記の資料は、以下のとおりです。

- ・ふるさと納税の返礼品一覧は、資料1のとおりです。
- ・寄附額の変遷

令和元年度	5,084,000円
令和2年度	39,779,737円
令和3年度	168,927,000円
- ・国の通達は、資料2のとおりです。
- ・企業への依頼文はありません。
資料3のとおり、広報じょうようや市HPにて返礼品募集を行っております。

ふるさと城陽応援寄附 返礼品一覧（令和2年3月31日現在）

返礼品名
京たまご茶乃月セット
京たまご穀産 10個
京かしわ炭火焼 (120g×6袋)
京のかほりセット (茶乃月10個×2 穀産10個×1)
茶審査技術九段 茶師 森田治秀作 お茶セット 計190g
高級宇治抹茶詰め合わせ【天鼓・大極】
グリーンティスティック4箱セット
水生野菜栽培セット レンコン(誠蓮)
京のはす茶
京都のふりかけ&お海苔 (炒ごまふりかけ1缶・城州白梅のり1缶) 2缶セット
京都のふりかけ&お海苔 (炒ごまふりかけ1缶・城州白梅のり2缶) 3缶セット
京都のふりかけ&お海苔 (炒ごま、かつお、わさび各1缶) &城州白梅のり3缶 計6缶
入浴、岩盤浴、食事コース
入浴、リラクゼーション、食事コース
入浴、岩盤浴、食事、リラクゼーションコース
宇治茶ダウン入り 羽まくら (ダウンピロー)
宇治茶ダウン入り羽毛肌掛けふとん (ダウンケット) シングル
宇治茶ダウン入り60サテン羽毛ふとん シングル
宇治茶ダウン入りルアナ羽毛ふとん シングル
宇治茶ダウン入りホテル仕様羽毛ふとん
城陽のお抹茶 陽州の香 20g
城陽のお抹茶 鷲坂の昔 20g
はじめての抹茶スターターセット
三種のお茶飲みくらべセット (碾茶・煎茶・フレーバーティー)
三種のお茶飲みくらべセット (玉露・碾茶・抹茶)
煎茶+三種のお茶飲みくらべセット
グリーンティー+三種のお茶飲みくらべセット
ほんず抹茶 白栲 (しろたえ)
Magouemon Tour (茶園・工場見学とほんず抹茶体験)
Magouemon Tour 英語通訳ガイド付 (茶園・工場見学とほんず抹茶体験)
ロゴスランド限定ご利用券
いちじく糖果 7個入り (約385g)
長期熟成梅酒 城州 720ml
長期熟成梅酒 城州 premium 720ml
城陽酒造 日本酒「城陽」・梅酒「城州」セット
京鴨ロースの燻製 約400g
金のブタチャーム
タッセルチャーム大金
タッセルチャーム大赤
タッセルチャーム大青
タッセルチャーム大緑
タッセルチャーム中金
タッセルチャーム中赤
タッセルチャーム中青
タッセルチャーム中緑
カードケース
トラベルポーチ
フラットポーチ
がま口ポーチ
宝くじケース
印鑑ケース

ふるさと城陽応援寄附 返礼品一覧 (令和3年3月31日現在)

返礼品名
京たまご茶乃月セット
茶審査技術九段 茶師 森田治秀作 お茶セット 計190g
高級宇治抹茶詰め合わせ【天鼓・大極】
グリーンティスティック4箱セット
京都のふりかけ&お海苔 (炒ごまふりかけ1缶・城州白梅のり1缶) 2缶セット
京都のふりかけ&お海苔 (炒ごまふりかけ1缶・城州白梅のり2缶) 3缶セット
京都のふりかけ&お海苔 (炒ごま、かつお、わさび各1缶) &城州白梅のり3缶 計6缶
入浴、岩盤浴、食事コース
入浴、リラクゼーション、食事コース
宇治茶ダウン入り 羽まくら (ダウンピロー)
宇治茶ダウン入り羽毛肌掛けふとん (ダウンケット) シングル
宇治茶ダウン入り60サテン羽毛ふとん シングル
宇治茶ダウン入りルアナ羽毛ふとん シングル
宇治茶ダウン入りホテル仕様羽毛ふとん
城陽のお抹茶 陽州の香 20g
城陽のお抹茶 鷲坂の昔 20g
はじめての抹茶スターターセット
三種のお茶飲みくらべセット (碾茶・煎茶・フレーバーティー)
三種のお茶飲みくらべセット (玉露・碾茶・抹茶)
煎茶+三種のお茶飲みくらべセット
グリーンティー+三種のお茶飲みくらべセット
ほんず抹茶 白栲 (しろたえ)
Magouemon Tour (茶園・工場見学とほんず抹茶体験)
Magouemon Tour 英語通訳ガイド付 (茶園・工場見学とほんず抹茶体験)
ロゴスランド限定ご利用券
いちじく糖果 7個入り (約385g)
長期熟成梅酒 城州 720ml
長期熟成梅酒 城州 premium 720ml
城陽酒造 日本酒・梅酒セット
京鴨ロースの燻製 約350g
金のブタチャーム
タッセルチャーム大金
タッセルチャーム大赤
タッセルチャーム大青
タッセルチャーム大緑
タッセルチャーム中金
タッセルチャーム中赤
タッセルチャーム中青
タッセルチャーム中緑
カードケース
トラベルポーチ
フラットポーチ
がま口ポーチ
宝くじケース
印鑑ケース
人気の燻製詰め合わせ
厳選した燻製7点『宅飲みセット』
ロゴスランド限定オアシス・スピナー (ブルー)
ロゴスランド限定オアシス・スピナー (グリーン)
ロゴスランド限定オアシス・スピナー (ピンク)
ロゴスランド限定アクアスリムサコッシュ
ロゴスランド限定アクアボディポーチ
LOGOPIN ロゴスランド
LOGO COOKIE+ (6PCS) × 3個パック
ロゴスランド BBQソース×2本セット
断熱防水ビクニックサーモマット 195×155cm (LOGOSLAND)
断熱防水ビクニックサーモマット 110×155cm (LOGOSLAND)
キングあぐらチェア (LOGOSLAND)
デザインバケットチェア (LOGOSLAND)
デザインコンフォートベッド (LOGOSLAND)
フラットトップテーブル (LOGOSLAND)
利兵衛 Aセット
利兵衛 Bセット
利兵衛と治郎兵衛

折衷【結】濃茶バターケーキ
はいチーズと濃茶スイートポテト
JOYO PLUM FORESTALE (梅クラフトビール) 2本セット
JOYO PLUM FORESTALE (梅クラフトビール) 4本セット
本格焼酎「利兵衛」1本
本格焼酎「利兵衛」2本セット
みまもりサービス (3ヶ月)
みまもりサービス (6ヶ月)
みまもりサービス (12ヶ月)
シュトーレン オリジナル
抹茶シュトーレン
イチジクジャム
NZ牧草牛煮込みビーフパイ
つけ麺&ラーメンセット
つけ麺 3食セット
つけ麺10食セット
イチジクカレー
折衷【結】濃茶バターケーキ (エッセイ付)
JOYO PLUM FORESTALE 2本セット (エッセイ付)
宇治茶ダウン入り ハンガリーマザーグース入り羽毛ふとん
宇治茶ダウン入り ポーランドホワイトグース入り羽毛ふとん

ふるさと城陽応援寄附 返礼品一覧（令和4年3月31日現在）

返礼品名
京たまご茶乃月セット
茶審査技術九段 茶師*森田治秀作 お茶セット 計190g
高級宇治抹茶詰め合わせ【天鼓・大極】
グリーンティスティック4箱セット
京都のふりかけ&お海苔（炒ごまふりかけ1缶・城州白梅のり1缶）2缶セット
京都のふりかけ&お海苔（炒ごまふりかけ1缶・城州白梅のり2缶）3缶セット
京都のふりかけ&お海苔（炒ごま、かつお、わさび各1缶）&城州白梅のり3缶 計6缶
入浴、岩盤浴、食事コース
入浴、リラクゼーション、食事コース
宇治茶ダウン入り 羽まくら（ダウンピロー）
宇治茶ダウン入り羽毛肌掛けふとん（ダウンケット）シングル
宇治茶ダウン入り60サテン羽毛ふとん シングル
宇治茶ダウン入りルアナ羽毛ふとん シングル
宇治茶ダウン入りホテル仕様羽毛ふとん
城陽のお抹茶 陽州の香 20g
城陽のお抹茶 鷺坂の昔 20g
はじめての抹茶スターターセット
三種のお茶飲みくらべセット（碾茶・煎茶・フレーバーティー）
三種のお茶飲みくらべセット（玉露・碾茶・抹茶）
煎茶+三種のお茶飲みくらべセット
グリーンティー+三種のお茶飲みくらべセット
ほんず抹茶 白栲（しろたえ）
Magouemon Tour（茶園・工場見学とほんず抹茶体験）
Magouemon Tour 英語通訳ガイド付（茶園・工場見学とほんず抹茶体験）
ロゴスランド限定ご利用券
いちじく糖果 7個入り（約385g）
長期熟成梅酒 城州 720ml
長期熟成梅酒 城州 premium 720ml
城陽酒造 日本酒・梅酒セット
京鴨ロースの燻製 約350g
金のブタチャーム
タッセルチャーム大金
タッセルチャーム大赤
タッセルチャーム大青
タッセルチャーム大緑
タッセルチャーム中金
タッセルチャーム中赤
タッセルチャーム中青
タッセルチャーム中緑
カードケース
トラベルポーチ
フラットポーチ
がま口ポーチ
宝くじケース
印鑑ケース
人気の燻製詰め合わせ
厳選した燻製7点『宅飲みセット』
ロゴスランド限定オアシス・スピナー（ブルー）
ロゴスランド限定オアシス・スピナー（グリーン）
ロゴスランド限定オアシス・スピナー（ピンク）
ロゴスランド限定アクアスリムサコッシュ
ロゴスランド限定アクアボディポーチ
LOGOPIN ロゴスランド
LOGO COOKIE+（6PCS）×3個パック
ロゴスランド BBQソース×2本セット
断熱防水ピクニックサーモマット 195×155cm（LOGOSLAND）
断熱防水ピクニックサーモマット 110×155cm（LOGOSLAND）
キングあぐらチェア（LOGOSLAND）
デザインバケットチェア（LOGOSLAND）
デザインコンフォートベッド（LOGOSLAND）
フラットトップテーブル（LOGOSLAND）
利兵衛 Aセット
利兵衛 Bセット
利兵衛と治郎兵衛

折衷【結】濃茶バターケーキ
はいチーズと濃茶スイートポテト
JOYO PLUM FORESTALE (梅クラフトビール) 2本セット
JOYO PLUM FORESTALE (梅クラフトビール) 4本セット
本格焼酎「利兵衛」1本
本格焼酎「利兵衛」2本セット
みまもりサービス (3ヶ月)
みまもりサービス (6ヶ月)
みまもりサービス (12ヶ月)
シュトーレン オリジナル
抹茶シュトーレン
イチジクジャム
NZ牧草牛煮込みビーフパイ
つけ麺&ラーメンセット
つけ麺3食セット
つけ麺10食セット
イチジクカレー
宇治茶ダウン入り ハンガリーマザーグース入り羽毛ふとん
宇治茶ダウン入り ポーランドホワイトグース入り羽毛ふとん
イチジクソーセージ
ゴルフプレー利用券 (3,000円)
ゴルフプレー利用券 (6,000円)
ゴルフプレー利用券 (9,000円)
ジャム4個+シロップ2本セット
ジャム4個+ドライフルーツ2個セット
ジャム6個セット
チタン製3in1カトラリー
コンパクトカトラリーセット
ランタン「Calm light」
ランタン「LEEDS BURTON」
REFLECTIONパラコード (コヨーテ系)
REFLECTIONパラコード (オレンジ系)
REFLECTIONパラコード (赤系)
Canteen オプション用蓋
Canteen クッカーセット
CANTEENチタン1000mlボトル
チタン製箸
カーボンボールtype43-160
チタンペグ8本セット
ファイヤースターター
2.5 Field MAT
近江牛ビーフパイ
濃厚さくさくアップルパイ
特別栽培米 やましろの恵 5kg
抹茶わらびロール・抹茶シュークリームセット
抹茶わらびロール・抹茶シュークリームセット (エッセイ付)
パン教室 基礎3回分
パン教室 2人分
キラりん京ふせん
BONFAタオル
BONFA鉄板グリル
BONFA BACON PRESS
BONFA Iron Handle Tongs
BONFA コンパクトダンプポーチ
BONFA ハリケーンランタン シルバー
BONFA ハリケーンランタン ブラック
BONFA Bonfire Shield
BONFA 鉄板グリル ケース
パン教室 1人分
全粒粉ピザ3枚入り
酒粕あんぱんとチーズ6個入り
酒粕あんぱんとチーズ12個入り
贅沢パン3本セット
スモークチーズ詰め合わせ
Xibu (シープ) マスク (朱赤・S)
Xibu (シープ) マスク (朱赤・M)
Xibu (シープ) マスク (朱赤・L)

Xibu (シーブ) マスク (ネイビー・S)
Xibu (シーブ) マスク (ネイビー・M)
Xibu (シーブ) マスク (ネイビー・L)
Xibu (シーブ) マスク (ベージュ・S)
Xibu (シーブ) マスク (ベージュ・M)
Xibu (シーブ) マスク (ベージュ・L)
Xibu (シーブ) マスク (カーキ・M)
Xibu (シーブ) マスク (カーキ・L)
Xibu (シーブ) マスク (グレイジュ・M)
Xibu (シーブ) マスク (グレイジュ・L)
フリースチェアカバー
チタン製グリルパン
京ゆば2種4個・豆乳2個セット
豆乳6個セット
京のまな板「葉」
プレミアムまな板「京の檜」
いちじくづくし詰め合わせ
お手軽カッティングボード「京香」
ライスコンニャク 24袋セット
抹茶カプチーノ・ほうじ茶カプチーノ詰合せ
丸洗い寝袋リバーシブル10 (LOGOSLAND)
青谷の梅サイダー 24本
PREMIUM 梅ジュース
フロントライン ハンモック MC
フロントライン ハンモック フォレストグリーン
フロントライン ハンモック オレンジ
フロントライン ハンモック ジェットブラック
フロントライン ハンモック コヨーテブラウン
フロントライン ハンモック オリーブグリーン
ログキャリーエプロン
人前で使ってはいけない耳かき
京ゆば京風あんかけ丼 5個入
京ゆば京風あんかけ丼 8個入
LOGOSLAND オリジナルBBQスパイス 2本セット
チタンケトル600-800
KIDSログキャリーエプロン (LOGOSLAND)
ドリップコーヒー20個詰め合わせ
城州白しそ梅干し 1kg
いちじくジャム 2本
梅ジャム 2本
京の郷 (ねぎみそ20枚)
京の郷 (3種20枚)
京の郷 (ねぎみそ30枚)
京の郷 (3種30枚)
LOGOSLANDツーリングタープ
LOGOSLAND Tepee350
おすすめジャム4個+シロップ1本セット
おすすめドライフルーツ4袋セット
丸洗い寝袋・5 (LOGOSLAND)
ひのきのまな板 L
京のあられ 都梅
Iron Handle
Iron Round Plate18
サントリーやさしい麦茶600ml×24本
サントリークラフトボスラテ 500ml×24本
サントリークラフトボスブラック 500ml×24本

総税市第17号
平成31年4月1日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長

ふるさと納税に係る指定制度の運用について

今般、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の制定に伴い創設されたふるさと納税に係る指定制度については、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）、平成31年総務省告示第179号に加え、下記の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 申出書の提出等

(1) 申出

① 総務大臣への申出書の提出

総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出すること（法第37条の2第3項、第314条の7第3項、省令第1条の17第1項）。

指定を受けようとする地方団体は、申出書の様式に従い、実施予定のふるさと納税の募集の方法を踏まえ、指定対象期間を通じて、各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施する旨を申し出ること。

② 申出書に添付する書類

申出書には、申出書に記載した内容を補完し指定基準に適合していることを証する書類として、以下の書類を添付すること（法第37条の2第3項、第314条の7第3項、省令第1条の17第2項）。

書類に記載すべき内容や追加の書類を添付する要否等については、各様式に記載されている内容に従うこと。

<全団体が提出を要する書類>

- ・（様式1-1）ふるさと納税の募集に要した費用について
- ・（様式2-1）平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の受入状況

＜上記書類の内容によって該当団体のみが提出を要する書類＞

- ・(様式1-2) ふるさと納税の募集に要した費用についての改善方策等
- ・「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について」(平成30年12月25日付け総務市第99号)に対して提出のあった調査票B票
- ・(様式2-2)平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の返礼品等の提供状況
- ・(様式3)平成31年6月1日以降におけるふるさと納税の返礼品等の提供予定

③ 市区町村に係る申出書等の都道府県による取りまとめ

市区町村に係る申出書及び添付書類(以下「申出書等」という。)は、それぞれの市区町村を包括する都道府県を経由して総務大臣に提出すること(省令第1条の16第1項)。

都道府県は、管内の市区町村から提出された申出書、様式1-1、様式1-2、様式2-1及び様式2-2の内容について「申出集計表(都道府県取りまとめ用)」に転記してとりまとめ、管内の市区町村から提出された申出書等とともに総務大臣に提出すること。

④ 申出期間

申出書等の提出期間は、毎年7月1日から同月31日までの間とするものであること(省令第1条の16第1項)。

ただし、平成31年度における申出書等の提出期間は、平成31年4月1日から同月10日までとし、初回の指定対象期間が4ヶ月間であった地方団体(下記2(1)参照)に限り、同年7月1日から同月31日までの申出期間を再度設けるものであること(改正省令附則第2条第2項、第3項)。

(2) ヒアリングの実施及び追加資料提出の求め

① 都道府県によるヒアリング等

都道府県は、管内市区町村から提出された申出書等の内容について、必要な事項が正確に記載されているか等について確認した上で、当該申出書等を提出した市区町村が指定基準に適合してふるさと納税の募集の事務を適正に実施することについて疑義がある場合には、該当市区町村に対してヒアリングの実施や必要な追加資料の提出を求めること。

② 総務省によるヒアリング等

総務省においては、地方団体から提出された申出書等の内容を踏まえ、地方団体の指定に当たり必要な場合には、該当都道府県又は該当市区町村に対してヒアリングの実施や追加資料の提出を求めるものであること。

2. 総務大臣による指定

(1) 対象団体の指定及び指定対象期間

総務大臣は、地方団体から提出された申出書等の内容並びに地方財政審議会の意見を踏まえ、指定対象期間を通じて指定基準に適合する地方団体として認められるものを、ふるさと納税の対象となる団体として指定するものであること(法第37条の2第2項、第314条の7第2項)。

対象団体の指定は、原則として1年単位で行うこととし、指定対象期間は毎年10月1日からその翌年9月30日までの期間とするものであること(省令第1条の16第2項)。

ただし、平成31年度にあつては、原則として、指定対象期間を平成31年6月1日から平成32年9月30日までの1年4ヶ月間とし、総務大臣が指定を受けようとする地方団体について当該1年4ヶ月の期間を指定対象期間とすることが適当でないと認める場合には、平成31年6月1日から同年9月30日までの4ヶ月間とするものであること（改正省令附則第2条第2項）。

(2) 指定告示及び決定通知等

総務大臣がふるさと納税の対象となる団体を指定したときは、直ちにその旨を告示するものであること（法第37条の2第7項、第314条の7第7項）。

また、総務大臣に対して申出書等を提出した地方団体に対しては、指定告示後速やかに、指定（又は不指定と）した旨及び指定対象期間を通知するものであること。

(3) 指定を受けた旨の表示等

総務大臣による指定を受けた地方団体においては、ふるさと納税を行おうとする納税義務者が、当該地方団体が指定を受けていることを把握できるように、速やかに指定を受けた旨を当該地方団体のふるさと納税の募集ホームページ等において表示すること。

一方で、総務大臣による指定を受けていない地方団体においては、納税義務者がふるさと納税の対象であると誤解をして当該地方団体に対して寄附金を支出することがないように、寄附の申出者に対して、ふるさと納税の対象外であることについて明示的に確認した上で寄附金を受領すること等、適切な措置を講ずること（取扱通知（県）12の6（2）、取扱通知（市）24の7（2））。

3. 募集に要した費用等

(1) 募集に要した費用の額の算定（告示第2条第2号関係）

「募集に要した費用の額」（告示第2条第2号）は、ふるさと納税の募集に関する費用全体を対象とするものであって、例えば、以下に掲げる費用を支出した際には、これらの金額を含めること。

返礼品等の調達に係る費用	返礼品等の調達費用、公共施設等の入場を返礼品等とする場合における公共施設等の入場料 等
返礼品等の送付に係る費用	返礼品等の運送料、梱包費用 等
広報に係る費用	新聞広告の掲載に係る費用、インターネット広告の掲載に係る費用 等
決済等に係る費用	インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料 等
事務に係る費用	ふるさと納税の専任職員の人件費、返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料 等

(2) 返礼品等の調達に要する費用の額の算定（告示第4条関係）

返礼品等の調達に要する費用の額は、返礼品等に係るいわゆる原価や定価ではなく、「地方団体が現に支出した額」（告示第4条第1号）であつて、調達に当たって、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額がある場合には、これらの金額を含めること。

4. 地場産品基準（告示第5条関係）

（1）基本的な考え方

ふるさと納税は、住所地団体へ納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。したがって、返礼品等を提供する場合には、「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」（以下「地場産品」という。）とすることとしている。

これを踏まえ、告示第5条各号は、当該地方団体において地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているか、という観点から定めたものであり、各地方団体においては、そうした趣旨に沿って個別の判断を行うこと。

また、市区町村を包括する都道府県においては、当該都道府県域の実情や他の近隣市区町村における対応等に鑑みながら、広域の地方団体の立場から適切な助言を行う等、管内各市区町村による告示の解釈の整合性が確保されるよう積極的な役割を果たすこと。

（2）製造、加工その他の工程による付加価値について（告示第5条第3号関係）

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断 ・ 選別 ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装 ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合 ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

（3）都道府県による認定に係る総務省への報告等（告示第5条第8号関係）

地場産品は、各地方団体の区域単位が原則であるが、告示第5条第8号イ～ハに掲げる項目に該当する場合に限り、当該地方団体を含むより広い区域を単位とすることができるものであり、いずれの場合であっても、関係する地方団体間において十分な調整を行い、関係団体の合意の上で、返礼品等を取り扱うこと。

また、都道府県が当該都道府県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定又は認定の変更を行おうとする場合（告示第5条第8号ハ）は、事前に様式4により総務省へ報告すること。

5. 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品等の提供がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品等を提供する地方団体は、当該返礼

品等を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品等の提供の際等に、寄附者に対して周知すること。

6. 個人情報の管理

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認する等マイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品等の提供に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

7. 事業趣旨の明確化及び寄附者との継続的なつながりを持つ取組

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するため、各地方団体においては、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

法 ……地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

省令 ……地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

改正省令……地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）

告示 ……平成 31 年総務省告示第 179 号

取扱通知（県）……地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）
（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号総務大臣通知）

取扱通知（市）……地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）
（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号総務大臣通知）

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る指定制度の運用について

ふるさと納税に係る指定制度については、下記の事項に留意の上、適正に運用されるようお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 申出書の提出等

(1) 申出

① 総務大臣への申出書の提出

総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出すること（法第37条の2第3項、第314条の7第3項、省令第1条の17第1項）。

指定を受けようとする地方団体は、申出書の様式により、実施予定のふるさと納税の募集の方法を踏まえ、指定対象期間を通じて、各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施する旨を申し出ること。

② 申出書に添付する書類

申出書には、申出書に記載した内容を補完し各指定基準に適合していることを証する書類として、以下の書類を添付すること（法第37条の2第3項、第314条の7第3項、省令第1条の17第2項）。

書類の記載に当たっては、各様式の記載要領によること。

- ・様式1-1 指定対象期間に受領する寄附金の見込額及びその募集に要する費用の見込額（告示第2条第2号関係、省令第1条の17第2項第1号）
- ・様式1-2 令和元年6月から令和2年3月までの間に受領した寄附金及びその募集に要した費用（告示第2条第2号関係、省令第1条の17第2項第2号、改正省令附則第3条）
- ・様式1-3 ふるさと納税の募集に要した費用についての改善方策等（告示第2条第2号関係、省令第1条の17第2項第3号）
- ・様式2 指定対象期間に提供する返礼品等の内容（告示第5条関係、省令第1条の17第2項第4号）

※様式1-3及び2については、該当団体のみ添付すること。

③ 市区町村に係る申出書等の都道府県による取りまとめ

市区町村に係る申出書及び添付書類（以下「申出書等」という。）は、それぞれの市区町村を包括する都道府県を経由して総務大臣に提出すること（省令第1条の16第1項）。

都道府県は、管内の市区町村から提出された申出書、様式1-1、1-2及び1-3の内容について「申出集計表（都道府県取りまとめ用）」に転記してとりまとめ、管内の市区町村から提出された申出書等とともに総務大臣に提出すること。

④ 申出期間

申出書等の提出期間は、令和2年8月11日から同月20日までの間とするものであること（省令第1条の16第1項、省令附則第1条の4）。

(2) ヒアリングの実施等

① 都道府県によるヒアリング等

都道府県は、管内の市区町村から提出された申出書等の内容について、必要な事項が正確に記載されているか等について確認すること。その際、当該申出書等を提出した市区町村が各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施することについて疑義がある場合には、該当市区町村に対してヒアリングの実施や必要な追加資料の提出を求めること等により確認を行うこと。

② 総務省によるヒアリング等

総務省は、地方団体から提出された申出書等の内容を踏まえ、地方団体の指定に当たり必要な場合には、該当都道府県又は該当市区町村に対してヒアリングの実施や追加資料の提出を求めるものであること。

2. 総務大臣による指定

(1) 対象団体の指定及び指定対象期間

総務大臣は、地方団体から提出された申出書等の内容を踏まえ、地方財政審議会の意見を聴取した上で、指定対象期間を通じて各指定基準に適合する地方団体として認められるものを、ふるさと納税の対象となる地方団体として指定するものであること（法第37条の2第2項、第314条の7第2項）。

総務大臣の指定等に係る基準（地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2の規定に基づく基準）は、各指定基準に加え、本通知及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和2年7月16日付け総務市第56号）とするものであること。

対象団体の指定は、原則として1年単位で行うこととし、指定対象期間は令和2年10月1日からその令和3年9月30日までの期間とするものであること（省令第1条の16第2項）。

なお、総務大臣による指定を受けていない地方団体は、令和3年4月1日から同年8月31日までの間に、1回に限り、申出書等を総務大臣に提出することができるものであり、当該地方団体が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の告示をした日から令和3年9月30日までの期間となること（省令第1条の16第3項、第4項）。

(2) 指定通知及び指定告示

総務大臣がふるさと納税の対象となる地方団体を指定したときは、当該地方団

体に通知するとともに、直ちにその旨を告示するものであること（法第 37 条の 2 第 7 項、第 314 条の 7 第 7 項）。

(3) 指定を受けた旨の表示等

総務大臣による指定を受けた地方団体は、ふるさと納税を行おうとする納税義務者が、当該地方団体が指定を受けていることを把握できるように、速やかに、指定を受けた旨を当該地方団体のふるさと納税の募集ホームページ等において表示すること。

総務大臣による指定を受けていない地方団体は、納税義務者がふるさと納税の対象であると誤解をして当該地方団体に対して寄附金を支出することがないように、寄附の申出者に対して、ふるさと納税の対象外であることを明示的に確認した上で寄附金を受領すること等、適切な措置を講ずること（取扱通知（県）12 の 6（2）、取扱通知（市）24 の 7（2））。

3. 募集に要する費用等

(1) 募集に要する費用の額の算定（告示第 2 条第 2 号関係）

「募集に要する費用の額」（告示第 2 条第 2 号）は、ふるさと納税の募集に係る費用全体を対象とするものであって、以下に掲げる費用の支出を予定している場合には、これらの金額を含めること。

返礼品等の調達に係る費用	返礼品等の調達費用、公共施設等の入場を返礼品等とする場合における公共施設等の入場料 等
返礼品等の送付に係る費用	返礼品等の運送料、梱包費用 等
広報に係る費用	新聞広告の掲載に係る費用、インターネット広告の掲載に係る費用 等
決済等に係る費用	インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料 等
事務に係る費用	ふるさと納税の専任職員の人件費、返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料 等

(2) 返礼品等の調達に要する費用の額の算定（告示第 4 条関係）

返礼品等の調達に要する費用の額は、返礼品等に係るいわゆる原価や定価ではなく、「地方団体が現に支出した額」（告示第 4 条第 1 号）であって、調達に当たって、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額がある場合には、これらの金額を含めること。

4. 地場産品基準（告示第 5 条関係）

(1) 基本的な考え方

ふるさと納税は、住所地団体に納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。したがって、返礼品等を提供する場合には、「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」（以下「地場産品」という。）とすることとしている。

これを踏まえ、告示第5条各号は、当該地方団体において地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているか、という観点から定めたものであり、各地方団体は、そうした趣旨に沿って個別の判断を行うこと。その際、従前から提供している返礼品等についても、改めて地場産品基準への適合性を確認すること。

また、市区町村を包括する都道府県は、当該都道府県の実情や他の近隣市区町村における対応等に鑑みながら、広域の地方団体の立場から適切な助言を行う等、管内の各市区町村において告示の解釈の整合性が確保されるよう積極的な役割を果たされたいこと。

(2) 製造、加工その他の工程による付加価値について（告示第5条第3号関係）

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じているかの判断に当たっては、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙されていること等を踏まえること。

（実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例）

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

(3) 都道府県による認定に係る総務省への報告等（告示第5条第8号関係）

地場産品は、各地方団体の区域単位が原則であるが、告示第5条第8号イ～ハに掲げる項目に該当する場合に限り、当該地方団体を含むより広い区域を単位とすることができるものであり、いずれの場合であっても、関係する地方団体間において十分な調整を行い、関係団体の合意の上で、返礼品等を取り扱うこと。

また、都道府県が当該都道府県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村の認定又は認定の変更を行おうとする場合（告示第5条第8号ハ）は、当該都道府県は、事前に様式3により総務省に報告されたいこと。

5. 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品等の提供がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品等を提供する地方団体は、当該返礼品等を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを、返礼品等の提供の際等に、寄附者に対して周知すること。

6. 個人情報の管理

寄附を受けた地方団体は、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認する等マイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品等の提供に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

7. 事業趣旨の明確化及び寄附者との継続的なつながりを持つ取組

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するため、各地方団体は、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

法 ……地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

省令 ……地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

改正省令……地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 65 号）

告示 ……平成 31 年総務省告示第 179 号

取扱通知（県）……地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）
（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号総務大臣通知）

取扱通知（市）……地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）
（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号総務大臣通知）

指定基準……法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に規定する募集の適正な実施に係る基準並びに法第 37 条の 2 第 2 項各号及び第 314 条の 7 第 2 項各号に掲げる基準

(参考) 関係条文

○ 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額 (当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額) が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の四

(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二) に相当する金額 (当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の四 (当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二) に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。) を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区 (以下この条において「都道府県等」という。) に対する寄附金 (当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

二～四 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金 (以下この条において「第一号寄附金」という。) であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準 (都道府県等が返礼品等 (都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。) を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準) に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定 (以下この条において「指定」という。) を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

- 7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
 - 8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
 - 9 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。
- 10～14 略

○ 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等）

- 第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（第三項及び第四項並びに次条第二項第一号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。
- 2 前項に規定する指定対象期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。
 - 3 指定を受けていない都道府県等（前項の指定対象期間において既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。
 - 4 前項の規定により申出書等を提出した都道府県等が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定による告示をした日から第二項の指定対象期間の末日までの期間とする。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載事項等）

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（次項第四号において「返礼品等」という。）を提供しない場合には、第一号及び第四号に掲げる事項）とする。

- 一 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合する旨
- 二 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる基準に適合する旨
- 三 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に掲げる基準に適合する旨

- 四 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項
- 2 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条第四項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対象期間」という。）に受領する法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（次号及び第三号において「第一号寄附金」という。）の額の見込額及びその募集に要する費用の額の見込額に関する書類
 - 二 都道府県等が前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう。）に受領した第一号寄附金の額及びその募集に要した費用の額に関する書類
 - 三 都道府県等が指定対象期間に行おうとする第一号寄附金の募集の取組の内容に関する書類
 - 四 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類
- 3 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

附 則

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書等の提出期間の特例）

第一条の四 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る第一条の十六第一項に規定する指定を都道府県、市町村又は特別区が受けようとする場合における同項の規定の適用については、同項中「七月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「八月十一日から同月二十日まで」とする。

○ 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第六十五号）

附 則

第三条 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間（都道府県等が新規則第一条の十六第三項の規定により申出書等を提出する場合には、同条第四項に規定する告示をした日から令和三年九月三十日までの期間）に係る地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を都道府県等が受けようとする場合における新規則第一条の十七第二項の規定の適用については、同項第二号中「前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう。）」とあるのは、「令和元年六月一日から令和二年三月三十一日までの期間」とする。

○ 平成三十一年総務省告示第百七十九号

（趣旨）

第一条 この告示は、ふるさと納税制度（個人が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区（以下「地方団体」という。）に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について法第三十七条の二第一項及び第三百十四条の七第一項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。以下同じ。）が、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝

し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度であることを踏まえ、ふるさと納税制度の適切な運用に資するため、ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準等を定めるものとする。

(募集の適正な実施に係る基準)

第二条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 地方団体による第一号寄附金（法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）の募集として次に掲げる取組を行わないこと。

イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に第一号寄附金を支出する者（以下「寄附者」という。）を紹介させる方法その他の不当な方法による募集

ロ 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告

ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供

ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第四項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

(法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務大臣が定めるもの)

第三条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務大臣が定めるものは、物品又は役務と交換させるために提供するものとする。

(返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法)

第四条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。

二 前号の規定にかかわらず、返礼品等が、当該地方団体が保有し、若しくは管理する施設若しくは設備を使用させる役務である場合又は当該地方団体が自ら提供する役務である場合には、当該施設若しくは設備を使用すること又は当該役務を提供することに関して通常要する額を当該返礼品等の調達に要する費用の額とする。

(法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の総務大臣が定める基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれか

に該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

○ 令和二年総務省告示第二百十一号

附 則

（募集の適正な実施に係る基準に係る経過措置）

- 2 この告示による改正後の平成三十一年総務省告示第百七十九号第二条の規定は、この告示の施行の日以後に開始する期間に係る地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定（以下この項において「指定」という。）について適用し、同日前に開始した期間に係る指定については、なお従前の例による。

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る指定制度の運用について

ふるさと納税に係る指定制度については、下記の事項に留意の上、適正に運用されるようお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 申出書の提出等

(1) 申出

① 総務大臣への申出書の提出

総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出すること（法第 37 条の 2 第 3 項、第 314 条の 7 第 3 項、省令第 1 条の 17 第 1 項）。

指定を受けようとする地方団体は、申出書の様式により、実施予定のふるさと納税の募集の方法を踏まえ、指定対象期間を通じて、各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施する旨を申し出ること。

② 申出書に添付する書類

申出書には、申出書に記載した内容を補完し各指定基準に適合していることを証する書類として、以下の書類を添付すること（法第 37 条の 2 第 3 項、第 314 条の 7 第 3 項、省令第 1 条の 17 第 2 項）。

書類の記載に当たっては、各様式の記載要領によること。

・様式 1-1	指定対象期間に受領する寄附金の見込額及びその募集に要する費用の見込額（告示第 2 条第 2 号関係、省令第 1 条の 17 第 2 項第 1 号）
・様式 1-2	前年度に受領した寄附金及びその募集に要した費用（告示第 2 条第 2 号関係、省令第 1 条の 17 第 2 項第 2 号）
・様式 1-3	ふるさと納税の募集に要した費用についての改善方策等（告示第 2 条第 2 号関係、省令第 1 条の 17 第 2 項第 3 号）
・様式 2	指定対象期間に提供する返礼品等の内容（告示第 5 条関係、省令第 1 条の 17 第 2 項第 4 号）

※様式 1-3 及び 2 については、該当団体のみ添付すること。

③ 市区町村に係る申出書等の都道府県による取りまとめ

市区町村に係る申出書及び添付書類（以下「申出書等」という。）は、それぞれの市区町村を包括する都道府県を経由して総務大臣に提出すること（省令第1条の16第1項）。

都道府県は、管内の市区町村から提出された申出書、様式1-1、1-2、1-3及び2の内容について「申出集計表（都道府県取りまとめ用）」に転記してとりまとめ、管内の市区町村から提出された申出書等とともに総務大臣に提出すること。

④ 申出期間

申出書等の提出期間は、令和3年7月1日から同月31日までの間とするものであること（省令第1条の16第1項）。

(2) ヒアリングの実施等

① 都道府県によるヒアリング等

都道府県は、管内の市区町村から提出された申出書等の内容について、必要な事項が正確に記載されているか等について確認すること。その際、当該申出書等を提出した市区町村が各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施することについて疑義がある場合には、該当市区町村に対してヒアリングの実施や必要な追加資料の提出を求めること等により確認を行うこと。

② 総務省によるヒアリング等

総務省は、地方団体から提出された申出書等の内容を踏まえ、地方団体の指定に当たり必要な場合には、該当都道府県又は該当市区町村に対してヒアリングの実施や追加資料の提出を求めるものであること。

2. 総務大臣による指定

(1) 対象団体の指定及び指定対象期間

総務大臣は、地方団体から提出された申出書等の内容を踏まえ、地方財政審議会の意見を聴取した上で、指定対象期間を通じて各指定基準に適合する地方団体として認められるものを、ふるさと納税の対象となる地方団体として指定すること（法第37条の2第2項、第314条の7第2項）。

総務大臣の指定等に係る基準（地方自治法第250条の2の規定に基づく基準）は、各指定基準に加え、本通知及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和3年6月18日付け総務市第41号。以下「Q&A」という。）とするものであること。

対象団体の指定は、原則として1年単位で行うこととし、指定対象期間は令和3年10月1日から令和4年9月30日までの期間とするものであること（省令第1条の16第2項）。

なお、総務大臣による指定を受けていない地方団体は、令和4年4月1日から同年8月31日までの間に、1回に限り、申出書等を総務大臣に提出することができるものであり、当該地方団体が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の告示をした日から令和4年9月30日までの期間となること（省令第1条の16第3項、第4項）。

(2) 指定通知及び指定告示

総務大臣がふるさと納税の対象となる地方団体を指定したときは、当該地方団

体に通知するとともに、直ちにその旨を告示するものであること（法第37条の2第7項、第314条の7第7項）。

(3) 指定を受けた旨の表示等

総務大臣による指定を受けた地方団体は、ふるさと納税を行おうとする納税義務者が、当該地方団体が指定を受けていることを把握できるように、速やかに、指定を受けた旨を当該地方団体のふるさと納税の募集ホームページ等において表示すること。

総務大臣による指定を受けていない地方団体は、納税義務者がふるさと納税の対象であると誤解をして当該地方団体に対して寄附金を支出することがないように、寄附の申出者に対して、ふるさと納税の対象外であることを明示的に確認した上で寄附金を受領すること等、適切な措置を講ずること（取扱通知（県）12の6（2）、取扱通知（市）24の7（2））。

3. 募集に要する費用等

(1) 募集に要する費用の額の算定（告示第2条第2号関係）

「募集に要する費用の額」（告示第2条第2号）は、ふるさと納税の募集に係る費用全体を対象とするものであって、以下に掲げる費用の支出を予定している場合には、これらの金額を含めること。

返礼品等の調達に係る費用	返礼品等の調達費用、公共施設等の入場を返礼品等とする場合における公共施設等の入場料 等
返礼品等の送付に係る費用	返礼品等の運送料、梱包費用 等
広報に係る費用	新聞広告の掲載に係る費用、インターネット広告の掲載に係る費用 等
決済に係る費用	インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料 等
事務に係る費用	ふるさと納税の専任職員の人件費、返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料 等

(2) 返礼品等の調達に要する費用の額の算定（告示第4条関係）

返礼品等の調達に要する費用の額は、返礼品等に係るいわゆる原価や定価ではなく、「地方団体が現に支出した額」（告示第4条第1号）であって、調達に当たって、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額がある場合には、これらの金額を含めること。

4. 地場産品基準（告示第5条関係）

(1) 基本的な考え方

ふるさと納税は、住所地団体に納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。したがって、返礼品等を提供する場合には、「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」（以下「地場産品」という。）とすることとしている。

これを踏まえ、告示第5条各号は、当該地方団体において地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているか、という観点から定めたものであり、各地方団体は、そうした趣旨に沿って個別の判断を行うこと。その際、類似する返礼品等が他の地方団体において提供されていること等は地場産品基準に適合している理由とはならないため、Q&A等を参照の上、基準適合性について適正に判断すること。なお、従前から提供している返礼品等についても、改めて基準適合性を確認すること。

また、返礼品等の選定・調達、広告等の一部又は全部を外部事業者に委託している場合であっても、地場産品基準等に適合しなくなったと認められたときは指定取消しとなり得るものであるため、その内容の確認を十分に行うなど適切に対応すること。

市区町村を包括する都道府県は、当該都道府県域の実情や他の近隣市区町村における対応等に鑑みながら、広域の地方団体の立場から適切な助言を行う等、管内の各市区町村において告示の解釈の整合性が確保されるよう積極的な役割を果たされたいこと。

(2) 製造、加工その他の工程による付加価値について（告示第5条第3号関係）

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じているかの判断に当たっては、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙されていること等を踏まえること。

(実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例)

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

(3) 都道府県による認定に係る総務省への報告等（告示第5条第8号関係）

地場産品は、各地方団体の区域単位が原則であるが、告示第5条第8号イ～ハに掲げる項目に該当する場合に限り、当該地方団体を含むより広い区域を単位とすることができるものであり、いずれの場合であっても、関係する地方団体間において十分な調整を行い、関係団体の合意の上で、返礼品等を取り扱うこと。

また、都道府県が当該都道府県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村の認定又は認定の変更を行おうとする場合（告示第5条第8号ハ）は、当該都道府県は、事前に様式3により総務省に報告されたいこと。

5. 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与と

して行われており、返礼品等の提供がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品等を提供する地方団体は、当該返礼品等を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを、返礼品等の提供の際等に、寄附者に対して周知すること。

6. 個人情報の管理

寄附を受けた地方団体は、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認する等マイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品等の提供に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

7. 事業趣旨の明確化及び寄附者との継続的なつながりを持つ取組

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するため、各地方団体は、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

法 ……地方税法（昭和25年法律第226号）

省令 ……地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

告示 ……平成31年総務省告示第179号

取扱通知（県） ……地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）
（平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知）

取扱通知（市） ……地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）
（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）

指定基準 ……法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する募集の適正な実施に係る基準並びに法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準

(参考) 関係条文

○ 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額 (当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額) が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四

(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二) に相当する金額 (当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四 (当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二) に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。) を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区 (以下この条において「都道府県等」という。)

に対する寄附金 (当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

二～四 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金 (以下この条において「第一号寄附金」という。) であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準 (都道府県等が返礼品等 (都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。) を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準) に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定 (以下この条において「指定」という。) を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

- 7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 9 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10～14 略

○ 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等）

- 第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（第三項及び第四項並びに次条第二項第一号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。
- 2 前項に規定する指定対象期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。
 - 3 指定を受けていない都道府県等（前項の指定対象期間において既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。
 - 4 前項の規定により申出書等を提出した都道府県等が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定による告示をした日から第二項の指定対象期間の末日までの期間とする。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載事項等）

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（次項第四号において「返礼品等」という。）を提供しない場合には、第一号及び第四号に掲げる事項）とする。

- 一 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合する旨
- 二 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる基準に適合する旨
- 三 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に掲げる基準に適合する旨

- 四 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項
- 2 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条第四項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対象期間」という。）に受領する法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（次号及び第三号において「第一号寄附金」という。）の額の見込額及びその募集に要する費用の額の見込額に関する書類
 - 二 都道府県等が前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう。）に受領した第一号寄附金の額及びその募集に要した費用の額に関する書類
 - 三 都道府県等が指定対象期間に行おうとする第一号寄附金の募集の取組の内容に関する書類
 - 四 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類
- 3 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

○ 平成三十一年総務省告示第百七十九号
（趣旨）

第一条 この告示は、ふるさと納税制度（個人が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区（以下「地方団体」という。）に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について法第三十七条の二第一項及び第三百十四条の七第一項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。以下同じ。）が、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度であることを踏まえ、ふるさと納税制度の適切な運用に資するため、ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準等を定めるものとする。

（募集の適正な実施に係る基準）

- 第二条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一 地方団体による第一号寄附金（法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
 - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に第一号寄附金を支出する者（以下「寄附者」という。）を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
 - ロ 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
 - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
 - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供
 - 二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第

三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体において、地方税法施行規則第一条の十六第四項に規定する指定対象期間)において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

(法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務大臣が定めるもの)
第三条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務大臣が定めるものは、物品又は役務と交換させるために提供するものとする。

(返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法)

第四条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。
- 二 前号の規定にかかわらず、返礼品等が、当該地方団体が保有し、若しくは管理する施設若しくは設備を使用させる役務である場合又は当該地方団体が自ら提供する役務である場合には、当該施設若しくは設備を使用すること又は当該役務を提供することに関して通常要する額を当該返礼品等の調達に要する費用の額とする。

(法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の総務大臣が定める基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
- イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

教育委員会
6月定例会

▼日時 6月23日(水)
午前10時から ▼場所
市役所第2会議室 ※
議案により非公開とな
る場合や、日程などが
変更となる場合がありますので、事前にお問
い合わせください。
▼教育総務課
☎(56)40003

夏休み期間の
放課後児童支援補
助員を募集

大学生からシニアま
で、さまざまな人が働
いています。子育て経
験のある人歓迎！
児童への対応は常勤
の支援員が指示しま
すので、安心して働い
ただけます。
☆勤務日時 場所は相
談に応じます。詳しく

ふるさと城陽応援寄附記念品(返礼品)
を募集します!

困政策企画課 ☎(56)4041

市に「ふるさと納税」をしていただいた人へのお礼となる
「記念品(返礼品)」の提供事業者を募集しています。

提供のメリット

- ・全国への販路拡大や売り上げの向上に!
- ・記念品の商品代(梱包費含む)や送料は市が負担!
- ・全国の人がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに記
念品を掲載、商品などのPRに!
- ・発送時は、自社商品のパンフレットなどを同封できます!

記念品の基準

- 市内で生産、製造、加工などを行っている商品
- 市内で生産された原材料を使用している商品
- 市内で提供されるサービス
など、国の地場産品基準のいずれかに当てはまるもの

提供できる事業者

- 次のすべてに当てはまる事業者
- 市内に本社や事業所を有する事業者(法人・個人)である
- 市税の滞納がない
- 事業者の役員などが、城陽市暴力団排除条例に規定する暴
力団員などではない
- 暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない

募集期間など

募集は随時行っています。担当職員が説明に伺いますので、
まずはお気軽にお問い合わせください。

我が家の元気は耐震から!
木造住宅耐震改修等事業費補助事業

困都市政策課 ☎(56)4067

対象
昭和56年5月以前に建築された木造住宅
※詳しくはお問い合わせください



内容
①耐震診断士の派遣

木造住宅耐震診断士を派遣して住宅の耐震診断を行い、耐
震補強の方法や概算工事費の提案を行います(費用3,000円)

②耐震改修

耐震診断を行った住宅について、耐震改修工事を行う場合、
工事に要する経費の5分の4(最大100万円)を補助しま
す

③簡易耐震改修

耐震診断を行った住宅について、屋根の軽量化などの部分
的な耐震改修工事を行う場合、工事に要する経費の5分の
4(最大40万円)を補助します

はお問い合わせください
▼場所 市内の小中学校
ごとにある各学童保育
所 ▼業務内容 学童
保育所に通所する小学
校児童の保育業務(個
別児童の対応あり)
▼資格 保育に熱意の
ある健康な人(学生可)
▼任用期間 7月中旬
の任用開始日~8月28日
(土) ▼勤務日時 指
定する日の午前8時30
分~午後7時のうち指
定する時間 ▼報酬
(時間額) 1194円
※通勤費は規定により
支給
◎定員になり次第受付
終了



じょうりんちゃん

大学生からシニアま
で、さまざまな人が働
いています。子育て経
験のある人歓迎!
児童への対応は常勤
の支援員が指示しま
すので、安心して働い
ただけます。
☆勤務日時 場所は相
談に応じます。詳しく

▼日時 6月15日(火)か
ら履歴書(写真貼付)
を、子育て支援課 ☎
(56)4035へ持参
してください

「城陽市男女共同参
画を進めるための条
例」に基づき設置する
審議会に、男女共同参
画に関する基本計画の
策定や施策の推進に関
して意見をいただく委
員を募集します。

「城陽市男女共同参
画を進めるための条
例」に基づき設置する
審議会に、男女共同参
画に関する基本計画の
策定や施策の推進に関
して意見をいただく委
員を募集します。

男女共同参画審議
会委員を募集
します

「城陽市男女共同参
画を進めるための条
例」に基づき設置する
審議会に、男女共同参
画に関する基本計画の
策定や施策の推進に関
して意見をいただく委
員を募集します。

▼募集人数 2人(男
女各1人) ▼資格
18歳以上で、男女共同
参画社会の実現に関心
があり、平日の日中に
開催する会議に出席で
きる人 ▼任期 8月
8日(日)~令和5年8
月7日(月) ▼会議
年2回程度 ▼報酬
(日額) 8600円

「城陽市男女共同参
画を進めるための条
例」に基づき設置する
審議会に、男女共同参
画に関する基本計画の
策定や施策の推進に関
して意見をいただく委
員を募集します。

ど)を明記したものと
応募理由(800字以
内)を、ばれつとJO
YO(男女共同参画支
援センター) ☎(56)4
7545、〒610-0124
田林ノ口11-1へ郵
送・持参
※選考結果は書面で通
知します

「ご協力ください
水道メーターの
取り替え
家庭に取り付けられ
ている水道メーターは、
計量法により8年以内
の取り替えが義務付け
られています。
有効期間の満了期日
が近づいているメータ
ーを、7月から順次取
り替えます。
作業は城陽市公認上
水道組合が実施しま
す。対象の家庭には、
取替月の前月に、別途
通知します。不在の場

「お願いとお断り」
メーターボックス付
近に物や車がある場合
や、大が近くにいる場
合は、移動などのご協
力をお願いします。ま
た、メーターとボック
スのずれ、メーター付
近の木の根やコンクリ
ートが固まっているな
どが原因により取り替
えが困難な場合は、移
設などの費用負担をお
願いすることがありま
す。

令和3年度の予定地域
7・9月
府道城陽宇治線(旧国
道24号)から東側の平
川・久世・寺田、水主
枇杷庄、富野、観音堂
長池、奈島、中、市辺
地域
8・10月
府道城陽宇治線(旧国

合でも作業をしますの
で、ご理解とご協力を
お願いします。

無年金障がいの人へ
特別障害給付金
制度
国民年金への加入が
任意であったため、障
害基礎年金を受給でき
ない障がい者への「特
別障害給付金制度」が
あります。なお、支給
は申請した翌月からと
なります。

国民年金への加入が
任意であったため、障
害基礎年金を受給でき
ない障がい者への「特
別障害給付金制度」が
あります。なお、支給
は申請した翌月からと
なります。

国民年金への加入が
任意であったため、障
害基礎年金を受給でき
ない障がい者への「特
別障害給付金制度」が
あります。なお、支給
は申請した翌月からと
なります。

道24号)から西側の平
川・久世・寺田、上津
屋地域
困経営管理課
☎(52)2044

国民年金への加入が
任意であったため、障
害基礎年金を受給でき
ない障がい者への「特
別障害給付金制度」が
あります。なお、支給
は申請した翌月からと
なります。

国民年金への加入が
任意であったため、障
害基礎年金を受給でき
ない障がい者への「特
別障害給付金制度」が
あります。なお、支給
は申請した翌月からと
なります。

国民年金への加入が
任意であったため、障
害基礎年金を受給でき
ない障がい者への「特
別障害給付金制度」が
あります。なお、支給
は申請した翌月からと
なります。

当した人に限る)
①平成3年3月以前に
国民年金任意加入対象
であった学生 ②昭和
61年3月以前に国民年
金任意加入対象であつ
た厚生年金保険などの
加入者(または年金受
給者など)の配偶者
※障害基礎年金や障害
厚生年金 障害共済年
金などを受給できる人
は対象外 ▼支給額
(月額) 1級:5万2
4500円、2級:4万
1960円 ※障害者手
帳の等級とは異なる。
本人の所得によっては
支給が制限される場合
あり。老齢年金などを
受給している場合は、
その受給額分を差し引
いた額を支給
※詳しくはお問い合わ
せください
困京都府南年金事務所 ☎
075(644)116

国民年金への加入が
任意であったため、障
害基礎年金を受給でき
ない障がい者への「特
別障害給付金制度」が
あります。なお、支給
は申請した翌月からと
なります。

国民年金への加入が
任意であったため、障
害基礎年金を受給でき
ない障がい者への「特
別障害給付金制度」が
あります。なお、支給
は申請した翌月からと
なります。

国民年金への加入が
任意であったため、障
害基礎年金を受給でき
ない障がい者への「特
別障害給付金制度」が
あります。なお、支給
は申請した翌月からと
なります。

保育士として働きませんか /
「保育園合同就職説明会」を開催

困京都府保育人材マッチング支援センター ☎075(252)6333

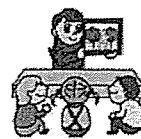
市内の保育園5園が参加します。

日時 6月20日(日)13:30~15:30(13:00から受付)

場所 宇治市生涯学習センター

その他 正社員・パート求人あり。学生歓迎

※申込不要(履歴書も不要)・無料



市では、保育士資格の取得を目指す人や、資格はあるが未経験の人、ブランクが
ある人などを応援しています。「奨学金返還支援制度」・「宿舍借り上げ支援制度」
もご活用ください!

6月30日は市民税・
府民税(第1期)の納
期限です。納め忘れの
ないようにご注意ください。
口座振替をご利用の
人は6月30日に振替し
ます。
困税務課納付係
☎(56)4024

ふるさとと城陽応援寄附「記念品」の募集について

[2019年7月3日] ID:447

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[シェア](#) [ツイート](#)

この事業は「ふるさと納税」として城陽市へふるさとと城陽応援寄附をしていただいた方へ、お礼として地元特産品等を贈呈するものです。多くの方に城陽市を知っていただき、応援していただくため、記念品の充実を図りたいと考えています。つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、地元特産品等の提供にご協力いただける事業者を随時募集しております。

応募いただける場合は、政策企画課までお問合せください。

TEL 0774-56-4041

Eメール furusatoj@city.joyo.lg.jp

お問い合わせ

城陽市役所企画管理部
政策企画課政策企画係
電話: 0774-56-4041
ファックス: 0774-56-3999

電話番号のかけ間違いにご注意ください!

[お問い合わせフォーム](#)

企画管理部政策企画課
政策企画係

[お知らせ](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

城陽市役所

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

開庁時間 8時30分～17時15分

【閉庁日 土・日曜日、祝日、年末年始】

法人番号 2000020262072

城陽市 各課の窓口

電話: 0774-52-1111 (代表)

FAX: 0774-56-3999